

関東大震災下における朝鮮人の帰還

西 村 直 登

本稿は、1923年9月1日に発生した関東大震災を経験した朝鮮人にとって、朝鮮への帰還がどのような意味を持ったのかについて検討したものである。

関東大震災が発生した後、多くの朝鮮人は流言蜚語の飛び交う被災地から必死に逃れようとしていた。その途中で虐殺され、またそれを実際に目撃した者もいた。また、被災地外の地域でも流言蜚語が「事実」として報道され、特に関東地方に隣接していた東北や中部地方では、「不逞鮮人」が実際にやって来るという流言蜚語が日本人に恐怖を与え、現地にいた朝鮮人に対して迫害を与えた例もあった。

その結果、生き残った朝鮮人は朝鮮に帰らざるを得なかった。このような朝鮮人の帰還は、震災発生直後から「排外心のるつぼ」と化した日本から逃れるための、いわば「避難」としての帰還にとどまらなかった。「避難」は文字通りの「災難を避けて、安全な場所へ立ち退くこと」だけでなく、生き延びようとする、そして真相を明らかにするための「抵抗」であったともいえるのではないだろうか。

このように、かろうじて生き延びた朝鮮人にとっての関東大震災の経験を問うこととは、彼らにとっての朝鮮人虐殺事件の歴史的意味についてあらためて問い合わせ直すことができる契機になり得るのではないかと考える。

はじめに

1923年9月1日午前11時58分44秒、M7.9の大きな地震が関東地方で発生した。地震発生直後から、日本各地では「不逞鮮人¹⁾による暴動」という流言蜚語が「事実」化し、戒厳令が施行されることによって、軍・警察主導による朝鮮人に対する監視や取締を強化する体制が整えられていった。その結果、日本の軍隊や警察のみならず、各地域で組織された自警団によって、数千人の朝鮮人や数百人の中国人、数十人の日本人に対して虐殺がおこなわれた。その後、生き延びた朝鮮人の多くは被災地（東京、神奈川、埼玉、千葉、群馬、栃木、茨城）から離れ、また被災地外の地域でも流言蜚語による迫害を受け、朝鮮への「帰還²⁾」（以下、括弧を省略）を余儀なくされた。

これまでの関東大震災における朝鮮人虐殺事件研究は、何よりも虐殺の実態と、国家権力と日本人自警団の関与について具体的に明らかにしてきた³⁾。その一方で、もっぱら加害者側に目が向けられ、被害者側で虐殺された朝鮮人が事件をどう捉え、どう行動

したかなど、彼らの行動や思想に着目しようという点が弱かった。

近年、これまであまり着目されてこなかった朝鮮人の主体的な活動についての研究が少しづつおこなわれてきている⁴⁾。主に、震災の記憶と関連して、朝鮮人による追悼・慰靈活動に着目した研究が挙げられるが、それ以外の活動に関する研究はあまり多くない。それは史料上の制約が原因の一つとして考えられる。虐殺された朝鮮人が当時声を上げることは当然できず、震災を経験し、生き残った朝鮮人もまた日本の国家権力の下では、声を上げることが難しかったためであろう。生き残った朝鮮人よりも、殺された朝鮮人、殺した日本人に关心が集中する傾向にあった。その結果、これまでの研究における対象地域が被災地に集中することになったと思われる。朝鮮人にとっての関東大震災の経験がどのようなものであったかについては、朝鮮人虐殺事件にとどまらず、流言蜚語の拡散、被災地からの避難、朝鮮への帰還、真相究明活動などの事例を通して、日本のみならず、朝鮮も視野に入れて検討してみる必要がある。

これまでの研究においても、朝鮮人の帰還について言及されてはいるが、具体的にどれくらい帰還し、どのように帰還したのかについては十分に明らかにされていない。戦時期の空襲や解放後における朝鮮人の帰還と震災時の朝鮮人虐殺事件の経験との関係に着目した鄭永寿によれば、当時の日本社会における日本人の朝鮮人に対する「疑心暗鬼」とそれに伴う敵対行動は、震災前後から敗戦／解放直後まで拡散していた「朝鮮人暴動」の流言蜚語にもとづくもので、朝鮮人はそれらの恐怖から逃れるために、震災下のみならず、戦時期そして解放後において「避身（ヒシ）としての帰還」をしていったと指摘している⁵⁾。しかし、震災下における帰還を危険な状況から「逃げたり」「身を潜め」たりした行為としてのみ捉えるのではなく、困難な状況下においても可能性を見出す行動として、積極的に捉えることができないだろうかというのが、本稿の課題である。

そこで本稿では、1923年9月1日に発生した関東大震災を経験した朝鮮人にとって、震災がどのような出来事であったのか、その中でも特に朝鮮への帰還がどのような意味を持ったのかについて検討したい。被災地であっても、被災地外の地域であっても、朝鮮人にとっての日本は「殺されるかもしれない」危険な状況であることに変わりなかったため、多くの朝鮮人が朝鮮への帰還を余儀なくされた。これは、朝鮮人にとっての関東大震災という出来事が、関東地方にとどまらない意味を持つものであったということを示している。

このような震災下における朝鮮人の帰還は、震災発生直後より危険な状況となった日

本から逃れるための、いわば「災難を避けて、安全な場所へ立ち退く」という「避難」にとどまらなかったのではないかと考える。日本では、目にしたり耳にしたりした情報は決して口に出すことができなかつたため、朝鮮に帰って、口コミ等で震災に関する情報を拡散させる「伝播」としての帰還の側面も有していたのではないだろうか。それに加えて、生き延びるための「避難」、さらには真相を覆い隠そうとする暴力に「抵抗」するために帰還した朝鮮人も存在した。

本稿では、まずは震災前の日本社会の状況を踏まえ、当時の日本社会における朝鮮人に対するイメージを概観する。そして、震災下における朝鮮人の帰還の根本的な原因となった流言蜚語に着目し、それが日本各地に伝播、拡散していく様子を見ていきたい。最後に、朝鮮人帰還者の全体像を把握した上で、「避難」と「抵抗」の両方の側面から、当時の帰還を通して、震災下における朝鮮人の主体的な営みを見出してみたい。

1 震災前における日本社会と朝鮮人

1.1 日本の朝鮮植民地支配と朝鮮人の渡日

朝鮮人の渡日は、植民地支配が本格化する前からすでに始まっていた。1876年8月24日に締結された「日朝修好条規附録」第5款に「朝鮮国人民其政府の許可を得は日本國に来るも妨無し」と定められ⁶⁾、朝鮮人の渡日が法的に規定された。朝鮮政府の許可を得れば、朝鮮人の渡日が可能となったのである。これは、韓国統監府が朝鮮人の渡航と就労の認可権を大韓帝国から剥奪することを定めた「韓国人外国旅券規則」の1906年まで続いた。

1890年代後半になると、労働者の渡日が本格化する。1897年には、朝鮮人労働者が初めて日本に渡ってくるようになった。九州の炭鉱地帯で労働者が不足したため、佐賀県西松浦郡（現在の伊万里市）の長者炭鉱経営者が朝鮮人労働者を雇い入れたのが最初であるといわれている⁷⁾。日露戦争前後になると、労働者の渡日が急増し、特に西日本における鉄道や発電所等の土木工事に朝鮮人が多く従事する例が見られた⁸⁾。

また、朝鮮人の日本への留学もこの時期から始まっている。1876年から1883年にかけて朝鮮修信使が4回日本に派遣され、1881年には朝鮮政府が初めて日本への朝鮮人留学生の派遣を開始した。これらの留学生の多くは慶應義塾で日本語を学び、陸軍戸山学校や各地の製作所で、軍事や造船技術等をそれぞれ学んだ。1904年以降は、朝鮮の「保護国」化に伴い、官費ではなく私費での留学生が急増した。その結果、朝鮮人の日

本留学は、より広範な青年層を中心としたものへと拡大していった⁹⁾。そして、1919年には朝鮮人留学生約400人が東京に集まり、「2.8独立宣言」を発表し、同年朝鮮各地で展開された3.1独立運動の先駆的な役割を果たした。

1910年の「韓国併合」後も朝鮮人の渡日が増加した。「韓国併合」後、初めて朝鮮人を雇用したのは1911年、大阪の摂津紡績木津川工場といわれている。その後、1912年には九州水力電気会社、1913年には兵庫の摂津紡績明石工場等が朝鮮人労働者を雇用し始めるようになったことが知られている。1910年代の朝鮮人労働者は、紡績工場での就労に限らず、集団募集・集団雇用という形で働く場合が多かった。企業が直接朝鮮で「募集」し、そこで必要な人員を集め、日本で労働に従事させた。こうした「募集」による渡航は、決して「自由渡航」ではなく、むしろ朝鮮総督府はその渡航の管理を試みようとしたのである¹⁰⁾。

一方、内務省では、渡日が徐々に増加傾向にあった朝鮮人に対して、取締体制を整える準備を始めていた。内務省は、1911年に朝鮮人の言動の監視と「名簿」登録を行い¹¹⁾、さらに1913年には、「朝鮮人識別資料ニ関スル件」によって、朝鮮人の容貌や身振り等の特徴を列挙し、治安当局が朝鮮人を「識別」することを可能にするよう定めた¹²⁾。

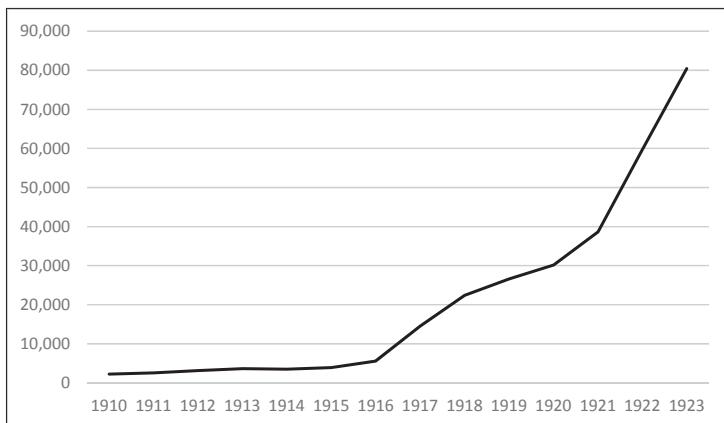
このように、日本に渡航してくる朝鮮人に対する取締と監視を内務省が、朝鮮に朝鮮人労働者を「募集」しに行く日本企業に対する管理を朝鮮総督府が、必要に応じて両者は連携しながら、それぞれ担当することになった。震災前から、内務省と朝鮮総督府では、日本と朝鮮それぞれにおいて、朝鮮人を「治安」対象とみなし、取締体制を構築しようとしていたのである¹³⁾。

それにもかかわらず、図1を見て分かるように、1917年頃から在日朝鮮人¹⁴⁾の人口が急増する。その理由は第一に、日本社会における経済状況が挙げられる。第1次世界大戦後、日本社会は好景気による労働者不足が生じた。そのため、日本企業が低賃金労働者としての朝鮮人労働者に注目し、本格的に雇用し始めた。例えば、東京の荒川付近では、主に紡績・製粉・機械・鉄鋼・科学などの大きい工場からガラス・染物・鋳物・エボナイト・ゴムなどの中小工場まで周囲を埋めつくしていた。朝鮮人労働者にとって、家賃が安く、歩いて仕事先に行けるこの地域は魅力的だったという¹⁵⁾。そして第二の理由は、朝鮮社会における経済状況である。当時、日本の植民地支配による朝鮮農村経済の疲弊が各地で多く見られ、地主の搾取・土地調査事業の進展にともなう朝鮮人農民の窮乏化も渡日せざるを得ない一つの原因となったのである。

その結果、1917年には在日朝鮮人の人口が1万人を超え、その後も増加傾向にあった¹⁶⁾。震災前の1920年代前半までは、主に20代を中心とした単身の朝鮮人労働者がほとんどであった¹⁷⁾。

図1 在日朝鮮人の人口推移（1910～1923年）

(単位：人)



出典：森田芳夫『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』（明石書店、1996年、71頁）
より作成。

1.2 朝鮮人「暴徒」観と「不逞鮮人」言説の形成

上記の通り、渡日して来る朝鮮人に対して、治安当局はつねに警戒をしていた。そして、当時の日本社会が流言蜚語を受け入れやすかった点にも留意する必要がある。これについては、震災時に東京の「治安」を担当していた責任者である警視総監の赤池濃が、当時の日本人の間において「鮮人と云へば直に不逞鮮人を連想し更に拳銃爆弾を行ふことを想像」し、「無性に恐怖する」状況にあったことを指摘している¹⁸⁾ことからも明らかであろう。

では、朝鮮人が「危険」であるという認識はいつ、どのようにして生まれたのだろうか。容易に推測できるのは、抗日・独立運動との関係である。この点はこれまでの研究でも着目されてはきているが、本格的な分析は存在しない¹⁹⁾。その分析のためには、日本社会のなかで流布、蓄積してきた朝鮮人に関する情報を広く把握する必要があるが、史料上の制約等もあり、困難である。ここでは、「不逞鮮人」と「暴徒」というキーワードを通して、戦前日本社会における朝鮮人に対するイメージがどのように形成されていったのかについて、これまでの研究を参考にしながら、概観しておきたい。

近代日本では、国家権力に対峙して社会の秩序を乱すとみなされた人びとを表す言葉

の中の一つとして、「暴徒」が使用されていた。外村大によれば、「暴徒」は単に乱暴な輩というより、国家に反抗的な者という意味を含むことが多かったという²⁰⁾。朝鮮との関連で当時の新聞報道を見てみると、「韓国併合」以前においても「暴徒」と関連させて報道していた。

19世紀後半の朝鮮では、閔妃殺害事件（1895年10月）、断髪令（同年11月）等に対する反発、決起に見られるような初期義兵闘争が展開されていた。そして20世紀に入っても、日露戦争における日本の軍事占領に対する義兵闘争が見られた。このような日本の植民地化に反対する朝鮮人義兵のことを、当時の日本人は「暴徒」と呼んでいたのである。

このような義兵＝「暴徒」に関する記事は、日本および日本人に危害を加える暴力的な存在として描き出している。しかし、これらの記事の多くは日本軍との衝突、日本軍による鎮圧に関するものであり、民間の日本人に対して朝鮮人「暴徒」が危害を加えたという報道は相対的に少なかった²¹⁾。このことは、当時朝鮮に滞在していた日本人がまだそれほど多くなく、現地の状況を新聞記者が実際に目の当たりにしたわけではないという事情も関係しているだろう。したがって、「韓国併合」以前では、日本国内にいる日本人にとっては、朝鮮人があまり日本に居住していなかったことも関係して、朝鮮人を危険な存在＝「暴徒」として強く意識していなかったと考えられる。

では、震災時に多く飛び交った「暴動を起こした」「不逞鮮人」という語はいつ頃から生まれ、どのような意味を与えられていったのだろうか。「不逞鮮人」は、「日帝治下において韓人に与えられた比類のない悪質な述語²²⁾」と評されるように、朝鮮人に対する蔑称・差別表現としての「不逞」・「鮮人²³⁾」が組み合わさって使用されていた言葉である。

「不逞鮮人」という語は、朝鮮総督府による朝鮮風俗資料の編纂等に携わっていた今村鞆によると、「排日鮮人」という語を公文書に表記することを禁止し、その後、朝鮮総督府警務局の誰かによって造られたものであったという²⁴⁾。正確な起源は不明だが、治安当局の内部文書で使われていたことは確かであろう。例えば、「韓国併合」直後に作成された、寺内正毅総督暗殺未遂事件＝「105人事件」に関する朝鮮総督府の報告書「不逞事件ニ依ツテ觀タル朝鮮人」にも、事件に関わった朝鮮人に対して「不逞」という言葉を使用していた²⁵⁾。この問題を検討したアンドレ・ハイグによると、「不逞鮮人」という組み合わせで初めて登場したのは、1916年に在間島日本総領事が作成した報告書²⁶⁾であったという²⁷⁾。その後、治安当局の内部文書のみならず、「外地」の新聞

でも使用されるようになった。

そして日本社会で「不逞鮮人」が使われ始めたのは、1919年の3.1独立運動がきっかけであった。日本および朝鮮で発行・配付された朝鮮人関係記事データベース「戦前日本在住朝鮮人関係新聞記事検索 1868-1945」を用いて、当時日本各地で発行された新聞の見出しとして「不逞鮮人」を検索してみると、掲載した回数は166件確認することができる。3.1独立運動発生後から震災が発生した1923年12月まで限定してみると、掲載回数は110件に上るが、震災後の1924年から1945年までは56件と急減している²⁸⁾。3.1独立運動を機に震災時がピークとして「不逞鮮人」が日本のメディアに登場し始めていたのである。

「暴徒」や「不逞鮮人」といった朝鮮人に対するイメージが日本社会に浸透し始めたのは、3.1独立運動に対する日本の報道であった²⁹⁾。当時の報道では、民間の日本人を無差別に攻撃する朝鮮人「暴徒」に関する記事が掲載される一方で、独立運動に対する弾圧の過程の中で起きた朝鮮人虐殺についてはあまり多くなかった。「韓国併合」前と同様に、彼らの独立運動を朝鮮人「暴徒」による「暴動」「騒擾」としかみなさかったのである。

それでは、「不逞鮮人」はいかなる意味を持ったのだろうか。第一に、独立運動を行う朝鮮人に対して、「陰謀」や「反逆」と関係づけられて使われた。「不逞」には「天皇の御稜威にそむく」逆賊という意味があり、極刑に等しい「大逆」のイメージを伴って、恐ろしさは加速された³⁰⁾。そして、「不逞」という語句は国体や天皇制を脅かす存在に使用され、1910年の大逆事件³¹⁾の例に見られるように、当初は日本人社会主義者や無政府主義者に使われていたが、徐々に朝鮮人に対しても使われるようになった。アンドレ・ハイグによれば、同時期の新聞ではアイルランド人、インド人など他の帝国に反抗する民族にも時々使われたことから、「不逞」には植民地被支配民族の反植民地主義の思想と抵抗運動を暗示するニュアンスがあったという。つまり「不逞鮮人」とは、3.1独立運動を受けて「新たに形成された朝鮮民族のアンチ・コロニアル勢力を狂暴なテロリストとして表象する様式の主要な現れ」であった³²⁾。

そして第二に、3.1独立運動以降に渡日し、日本に滞在している朝鮮人に対しても「不逞鮮人」と呼称されるようになる。例えば、「不逞鮮人の直接行動 朝鮮を遁れて内地で飛躍の企て」という見出しの記事からは、渡日した朝鮮人に対する警戒心が現れており、「何をするか分からぬ」という不安や恐怖を与える偏見が伝わってくる³³⁾。1920年代における京都の朝鮮人に対するイメージを分析した太田修によれば、当時の

報道は、「鮮人」と犯罪関連記事と重ね合わせて、「鮮人」＝「犯罪者」という傾向が見られるという³⁴⁾。このようなイメージも朝鮮人に対する不安や恐怖を増幅させたであろう。

このように、治安当局の内部文書でしか使用されていなかった「不逞鮮人」は、3.1独立運動を契機に、日本の新聞にも登場しはじめ、渡日する朝鮮人の増加も後押しして、日本社会で朝鮮人を「危険」な存在として徐々に認識させる役割を果たすようになる。朝鮮人による独立運動に対する警戒とともに、それに対する無理解による朝鮮人「暴徒」観が形成された。その結果、朝鮮人に対して、偏見や差別、そして未知なる存在として「朝鮮人は何をするのか分からない」という不安や恐怖が予感され、独立運動家のみならず、日々渡日してくる朝鮮人に対しても適用された。「独立を企てる恐るべき朝鮮人」とされた「不逞鮮人」言説がここに形成されたのではないかと考える。

こうして、多くの日本人が朝鮮人に対して「暴徒」とみなし、「不逞鮮人」としてのイメージを抱いたまま、関東大震災という出来事を経験することになる。

2 震災下における流言蜚語と朝鮮人迫害

2.1 「お墨付き」を得た流言蜚語の伝播・拡散

1923年9月1日、関東地方で大きな地震が発生した。同日の午後には流言蜚語がすでに飛び交い、虐殺事件も起こっている。被災地で飛び交った朝鮮人に対する流言蜚語は関東地方に限らず、北海道から沖縄まで全国的に「不逞鮮人による暴動」が「事実」として報道された。震災時における日本各地の流言蜚語の収集と研究をおこなってきた山田昭次は、「関東地方での朝鮮人虐殺を頂点とする朝鮮人迫害の裾野は極めて広く、「朝鮮人に対する迫害の裾野の広さを視野に入れなくては、朝鮮人虐殺事件の歴史的意味を深くとらえることはできない」と指摘している³⁵⁾。

ここでは、山田昭次が指摘する通り、被災地のみならず、被災地外の地域にも視野を広げて、流言蜚語が日本各地に伝播し、拡散していく様子を見ておこう。

流言蜚語がいつ、どのように発生したかについては、2つの説があり、いまだ明らかになっていない³⁶⁾。その理由は、流言蜚語を伝える手段が口伝で、文字資料として記録に残りにくいこと、そして何よりも日本政府による十分な調査が行われなかつたためである。流言蜚語の発生起源に関しては、決定的な史料が存在しない限り、明らかになることは難しいであろう。しかしながら、流言蜚語の拡散に対して、官憲にその責任が

あるということについては、これまでの研究で共通した見解となっている。

9月2日以降の流言蜚語は、「思ひ切つて公然且つ大ッピラに電信、電話、無線、電報、騎馬、自動車、オートバイで堂々と」組織的に宣伝が行われた³⁷⁾。その宣伝を担ったのは他ならぬ官憲であった。そして、日本各地に流言蜚語が拡散した最大の理由は、日本政府が「不逞鮮人による暴動」を公式的に認定したことである。それは、9月3日午前8時15分に、呉鎮守府副官経由で各地方長官宛に船橋海軍無線通信送信所から送られた、後藤文夫内務省警保局長の下記の電文から明らかである。

東京付近の震災を利用し、朝鮮人は各地に放火し、不逞の目的を遂行せんとし、現に東京市内に於て爆弾を所持し、石油を注ぎて放火するものあり。既に東京府下には一部戒厳令を施行したるが故に、各地に於て充分周密なる観察を加え、鮮人の行動に対して厳密なる取締を加えられたし³⁸⁾。

つまり、朝鮮人が「爆弾を所持」し「放火」するといった「不逞の目的」を遂行していると、治安当局の責任者である内務省警保局長の後藤文夫が公式的に認めたのである。この電文を「伝騎〔伝令する騎兵〕にもたせやりしは二日の午後³⁹⁾」であったが、地震の被害から免れた千葉県船橋にあった海軍無線通信送信所までは東京から時間を要したため、送信は3日朝になった。

また、流言蜚語の拡散は戒厳令施行の「名分」にもなった。戒厳令はそもそも「戦時」または「事変」を条件としており、対外防備のための非常立法として制定されたものである⁴⁰⁾。内務大臣であった水野鍊太郎が「翌朝〔9月2日〕になると、人心洶々たる裡に、どこからともなくあらぬ朝鮮人騒ぎ迄起つた……（中略）……そんな風ではどう処置すべきか、場合が場合故様々考へても見たが、結局戒厳令を施行するの外はあるまい」と震災後に回顧しているように、戒厳令施行の「名分」として「朝鮮人騒ぎ」、流言蜚語を挙げている⁴¹⁾。そして「一定ノ地域ニ戒厳令中必要ノ規定ヲ適用スル」として、戒厳令の規定を準用し、緊急勅令として施行した。9月2日に東京市、荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南足立郡、南葛飾郡の区域に、翌3日には東京府、神奈川県の全域に、そして4日には埼玉県、千葉県にまで施行区域を拡大した。

しかしながら、戒厳令の施行は流言蜚語の拡散を防ぐことには至らなかった。むしろ、流言蜚語をより拡散させ、虐殺事件を多発する結果に至った。戒厳令はまさに「火に油を注」ぎ、「何時までも戦々恂々たる民心を不安」にさせたのであった⁴²⁾。

こうして、震災前の日本社会ではイメージでしかなかった「不逞鮮人」が、震災発生後に人々の目の前に現れた。このような状況に対して、官憲は「お墨付き」を与えて、日本社会はますます不安に襲われたのである。

そのように「お墨付き」を得た流言蜚語は、日本各地へと伝播していく。被災地外の地域に流言蜚語が届いたのは、9月4日前後であったと思われる。例えば、神戸の場合を見てみると、内務省警保局の通牒を「某無線電信で3日傍受した」と報じている⁴³⁾。そして青森では「不逞鮮人は益々東北に潜入し来り、本県〔青森県〕に入り込まんとする形跡あり」と報じられ、青森県警察部は各警察署に通牒を発し、「〔青森〕県下に於ける鮮人警戒は頗る嚴重にして、主要各駅に於ては列車の到着毎に警官一々臨検し居れるような警戒体制を敷いていた⁴⁴⁾。

また、流言蜚語の伝播は官憲のネットワークやメディアの報道のみが担ったわけではない。被災地から避難して来た人々の口コミによっても流言蜚語が伝えられたのである。9月3日以降、公式に鉄道の無料乗車が認められ、被災地から避難民が地方に避難し始めた。北原糸子によると、その数は80万～100万人ともいわれている⁴⁵⁾。9月4日に岩手の盛岡駅に下車した、東京から避難して来たある日本人は「大宮、宇都宮に於ては青年と在郷軍人は協力して鮮人と戦っている」と語り、また仙台市に避難した人は「陸軍被服廠の広場に避難したが、隣にいた老婆が気になるので、再び引返して探していると、数名の鮮人が爆弾を投げ込んだので、付近にいた三百人程の人々は皆死んでしまいました」と語っていた⁴⁶⁾。当時東京から関西地方に自ら避難した様子を描いた太田政之助は、「〔被災地から〕避難するに當つて、車中に於て物識顔ものしきに吹聴し、大宮駅等に於ては一人の○○〔朝鮮人〕を見出すや之を追廻して大騒擾を演じ」ている日本人避難民を目撃しており、彼らは避難途中に被災地に向かう軍人に対して「市民の敵○○○〔朝鮮人〕を頼みます、仇を取つて下さい……」と頼んでいたという⁴⁷⁾。流言蜚語が被災地内外において相互に行き交いながら、日本中で伝播、拡散されていく様子が伺い知れる。

前述の通牒を傍受した場合は別であるが、一般的に朝鮮人に対する流言蜚語が地方に伝播・拡散させたのは、新聞報道が早かったという⁴⁸⁾。日本各地における流言蜚語を報じた記事に「お墨付き」を与えたのが後藤文夫内務省警保局長による通牒であり、官憲による宣伝であり、戒厳令であったといえるだろう。そして人々による口コミが、「不逞鮮人」を「事実」化していくのに一役買ったのである。

このように、関東大震災時に発生した流言蜚語は、自然発生的なもののみならず、官

憲によって、組織的に伝播・拡散されていった。まさに、日本中が「排外心のるつぼ⁴⁹⁾」と化していったのである。

2.2 被災地外の地域における朝鮮人

それでは、日本各地に拡散された流言蜚語は、朝鮮人に対してどのような影響を及ぼしたのだろうか。関東地方に隣接する東北地方や中部地方に在住する朝鮮人は、特に被害を受けたという。東北や中部地方の各新聞は、流言蜚語のみならず、「不逞鮮人」が列車に乗って自分たちの地域にやって来るといったことを報じたため、日本人側は、自警団と警察が一体となって厳しい警戒体制をとった。日本各地で組織された在郷軍人分会、青年団、消防団などを母体とした日本人が組織した自警団が警察と一緒に、虐殺までには至らなかったが、各地の飴売り朝鮮人行商⁵⁰⁾ や朝鮮人労働者に対して迫害を加えて、彼らの生活を困窮させた。

このような震災当時における朝鮮人の状況を、山田昭次が収集した新聞記事を中心に、いくつかの事例を通して分析を試みたい。

東北地方の状況を見てみよう。例えば、福島の場合、県内に「不逞鮮人」が入り込んできたことや、爆弾を抱えた「不逞鮮人」が隣の県で捕まつたこと等を報じている⁵¹⁾。このような報道に触れた現地の人々は、警察や青年団等と一緒に警戒体制を敷いた。中には実際に朝鮮人を逮捕して、「取調」をおこなつた場合もあった⁵²⁾。こうした事例は福島のみならず、その他の地域でも見られるものである。

こうして流言蜚語の伝播に伴つて不安を駆り立てられた結果、ある日本人を「不逞鮮人」と間違え、殺害する事件も起きた。事件の概要は次のとおりである。福島県西白河郡白川町（現在の福島県白河市）郵便局の配達をしていた鈴木亀次は、9月6日午後12時頃に福島県西白河郡西郷村大字熊倉字閑口の鈴木清十郎宛の電報を携えて同郵便局を出発したが、誤って鈴木伝次方に赴き、「電報、電報」と連呼したという。鈴木伝次はこれを「不逞鮮人」と勘違いし、翌日7日午前1時頃、家の裏口から出て、郵便配達の鈴木亀次を草刈鎌で殺害した⁵³⁾。被災地のみならず、被災地外の地域でも、朝鮮人虐殺ではないものの、「不逞鮮人」のイメージの下で殺害事件が起きていたのである。

また、朝鮮人労働者に対する迫害も各地で見られた。例えば、山形県米沢市に居住していた朝鮮人の飴売り行商たちは、震災後の流言蜚語のために「飴がカラッキリ売れなくなった」という。その結果、日本人は朝鮮人に対して「飴の中に毒を入れてあるだろうなどと嘲笑ばかりでなく、事實少しも買」わなかつた。また「汽車に乗れば目下の処

どんな迫害に遭うか分からないから、どうする事もできない」状態にあったようである⁵⁴⁾。また、愛媛県温泉郡素賀村（現在の愛媛県松山市）に居住していた朝鮮人の飴売り行商たちは、日本人が飴を買わなくなつて困窮したのみならず、宇和島警察署の巡回によって行商している地域の村々から追放された場合もあった⁵⁵⁾。これらの事例からは、自らの生活を脅かされ、移動しようにも自らの意志では難しく、彼らの生活が日々困窮するばかりであったことが窺い知れる。

一方で、日本各地で起きていた朝鮮人に対する迫害について、一部の人々からの批判も存在した。例えば、『秋田魁新報』では「何等暴行に出でざる地方の飴売りや人夫等にも排斥の拳に出で、飴も買わず、使役せず、剩さえ宿泊さえ拒み、彼らの生業を奪うのみでなく、生存をさえ脅威する結果を招來し、従つて穏なる鮮人をして返つて悪化せしめつつある恐るべき傾向を見せてきた」ことは「甚だしく憂慮すべきこと」であるという記事が掲載された⁵⁶⁾。また『山梨日日新聞』では、流言蜚語が「出所不明なるものに対しては、決して惑わされざる様に注意することがかん要」であり⁵⁷⁾、「甲府在住の鮮人は、温順で市民と一緒に夜警にさえ従事」するとして、彼らの「温順」さを強調している⁵⁸⁾。

しかし、このような良心的な人物でも、一部の「不逞鮮人」の「暴動」が実在するという官憲の宣伝の通り、その「事実」を信じており、「不逞」か「良民」かの「選別」をしている様子が窺い知れる。当時の日本社会には、朝鮮人「暴徒」観が深く浸透し、朝鮮人に対する差別・蔑視も根深く存在していたのである。

このように、震災時における日本は被災地のみならず、被災地外の地域でも「いつ殺されるか分からない」危険の状況であった。そのため、その場所から逃げたり隠れたりすることを試みるか、日本での生活を諦めて、朝鮮へ帰ることを選択する場合も多かつたのである。

3 朝鮮への帰還

3.1 避難としての帰還

これまで見てきたように、震災下における日本は流言蜚語が飛び交い、被災地では朝鮮人の虐殺が起こり、被災地外の地域でも虐殺までには至らないものの、朝鮮人の生活を困窮させるまでの迫害が起きた。それはまさに官民一体によるものであった。当時の日本は、朝鮮人にとって「殺されるかもしれない」状況にあり、生活をするにも非常に

困難であった。そのため、生き延びた多くの朝鮮人は、朝鮮への帰還を余儀なくされたのである。

しかしながら、生き延びた朝鮮人が当時書き残した記録というのはきわめて少ない。朝鮮人に関する証言は戦後日本において本格的に収集・記録されるようになったが、主に朝鮮人虐殺や流言蜚語について語る体験談の割合が多く、朝鮮へ帰った人たちに関する見聞については、管見の限り、あまり多く見当たらない⁵⁹⁾。本稿では、当時記録された朝鮮総督府関係者の内部文書、新聞報道、解放後に出版された回顧録などを通して、関東大震災下における朝鮮人の帰還を事例に、彼らの主体的な営みを見出してみたい。

関東大震災下における朝鮮人の帰還は、被災地を中心とした収容所からの「保護送還」あるいは朝鮮人の「任意避難」によるものであった⁶⁰⁾。「保護送還」に関しては、9月28日から始まった⁶¹⁾。被災地における朝鮮人の収容所政策を担当した朝鮮総督府東京出張所の調査によれば、1923年9月28日から10月31日まで実施された収容所からの朝鮮人帰還者数は4,402人と報告されている⁶²⁾。ただ、震災直後から「任意」に朝鮮へ帰還した朝鮮人も存在しており、被災地外の地域からも含めると、「保護」を受けずに帰還せざるを得なかった朝鮮人が大半だったと思われる。そこで、まずは朝鮮人帰還者の数を統計的に概観しておきたい。

朝鮮総督府警務局高等警務課がおこなった調査を整理したものが表1である。これを見てみると、1923年9月から12月までの4ヶ月の間に約4万人の人が朝鮮へ帰還している。109,453人（1923年10月推計、表2）と9月以降の帰還者数から推測して、1923年9月では約13万人、12月末では約9万人の朝鮮人が日本に居住していたと考えられる。1923年9月から12月にかけて、約3割近くの朝鮮人が朝鮮へ帰還したといえる。

表1 1923年における朝鮮人の渡日および帰還者数

(単位：人)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
渡日	学生	417	125	477	594	207	68	71	424	219	222	220	190	3,234
	労働者	8,764	6,205	23,435	8,898	8,209	7,311	9,553	11,563	1,993	196	444	715	87,286
	その他	246	514	1,348	689	1,009	750	771	699	198	184	200	267	6,875
	合計	9,427	6,844	25,260	10,181	9,425	8,129	10,395	12,686	2,410	602	864	1,172	97,395
帰還	学生	120	162	353	208	256	615	1,216	221	815	964	102	162	5,194
	労働者	5,867	5,787	3,542	4,473	4,766	4,857	5,066	7,236	13,287	12,171	5,914	5,079	78,045
	その他	195	449	522	370	706	566	596	721	615	591	614	561	6,506
	合計	6,182	6,398	4,417	5,051	5,728	6,038	6,878	8,178	14,717	13,726	6,630	5,802	89,745

出典：朝鮮総督府警務局編「関東地方震災ノ朝鮮ニ及ボシタル状況」『斎藤実関係文書 書類の部1』115-16（国会図書館憲政資料室所蔵）、朝鮮総督府警務局編『朝鮮の治安状況 大正13年12月』（不二出版、2006年）より作成。

表2 地域別における在日朝鮮人人口（1923年10月1日推計）

(単位：人)

北海道	4,412	石川	364	岡山	1,492
青森	105	福井	520	広島	3,695
岩手	306	山梨	620	山口	5,810
宮城	246	長野	1,710	中国地方	12,114
秋田	95	岐阜	2,542	徳島	262
山形	155	静岡	1,493	香川	250
福島	504	愛知	6,086	愛媛	711
東北地方	1,411	中部地方	14,155	高知	281
茨城	297	三重	1,276	四国地方	1,504
栃木	157	滋賀	1,004	福岡	12,536
群馬	589	京都	6,061	佐賀	1,043
埼玉	249	大阪	26,968	長崎	2,608
千葉	254	兵庫	7,506	熊本	694
東京	6,870	奈良	1,172	大分	1,475
神奈川	2,921	和歌山	1,199	宮崎	619
関東地方	11,337	近畿地方	45,186	鹿児島	346
新潟	402	鳥取	336	九州地方	19,321
富山	418	島根	781	沖縄	13
				全国	109,453

出典：田村紀之「植民地期在日朝鮮人人口の再推計（II）——出身地別人口——」（『経済と経済学』89号、1999年7月、33頁）より作成。

では、地域別からの帰還状況はどうだったのだろうか。朝鮮総督府警務局高等警務課は、朝鮮における「治安」維持のために、日本と朝鮮との間を移動した朝鮮人の調査をおこなっており、その内部文書が外務省外交史料館に残されている⁶³⁾。その統計は、当時日本に滞在していた朝鮮人がどこから帰還してきたのか、地域別に調査した結果の数字である。史料には調査方法が明らかにされていないため、実際の滞在先とは異なる地名を回答した者や出発港と間違えて回答した者も存在するであろう。また、この調査は、朝鮮総督府がおこなったものであるため、実状を正確に反映していない部分もあるだろうし、多少の問題はあるのかもしれないが、朝鮮人帰還者全体の様相を示すものとして見ていただきたい。これらの史料は、これまで出版された資料集などで一部翻刻・紹介はされており、研究者のあいだでも知られていたものの、十分に活用されてこなかつた。本稿によって初めて分析されるものである。

その調査を整理したものが表3・4・5である。これらを見れば、被災地はもちろんのこと、被災地外の地域からの帰還も非常に多いことがよく分かる。表4を見ると、被災地からの帰還は7,293人であるのに対し、被災地外の地域からの帰還は34,360人と、全体の約82%を占めている。そして、表5を見れば、帰還者全体の約7割が西日本地

域からであり、被災地外の地域においても関東大震災の影響を少なからず受けていることが分かる。

表3 地域別における朝鮮人帰還者数（1923年9月1日～12月31日）

(単位：人)

	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬
学生										2
労働者	199	21	8	14	26	40	86	51	91	177
その他	19	10		1	4		5	5	7	3
合計	218	31	8	15	30	40	91	56	98	182
	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野
学生	2	1	1,768	30			1			
労働者	26	73	4,233	537	1,224	316	55	122	113	1,901
その他	1	2	238	46	59	16		3	6	85
合計	29	76	6,239	613	1,283	332	56	125	119	1,986
	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
学生	2		8			98	41	20	2	
労働者	1,234	604	1,202	94	99	2,111	4,997	2,937	192	137
その他	37	32	101	7	8	164	511	191	9	15
合計	1,273	636	1,311	101	107	2,373	5,549	3,148	203	152
	岡山	広島	鳥取	島根	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡
学生	7	15		1	46	1		1		9
労働者	753	1,370	101	205	5,885	34	44	65	6	4,169
その他	36	96	1	6	327	1	2	1		238
合計	796	1,481	102	212	6,258	36	46	67	6	4,416
	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	外地	海外	全体
学生		1	1			1			8	2,066
労働者	176	461	285	635	43	64		40	19	37,275
その他	1	33	14	36	1	1		10	42	2,431
合計	177	495	300	671	44	66	0	50	69	41,772

注記：外地は、台湾・樺太。海外は、朝鮮・台湾・樺太を除いた地域。

出典：高警第63号「大正12年自9月1日至12月31日帰還朝鮮人府県別調査」朝鮮総督府警務局、1924年1月12日付（『変災及救済関係雑件（別冊）関東地方震災ノ件 朝鮮人問題及其反響 第四』外務省外交史料館、6-3-1-8-17-15）より作成。

表4 被災地内外からの朝鮮人帰還者数（1923年9月1日～12月31日）

(単位：人)

	被災地	被災地外	全 体	被災地外／全體
学生	1,803	255	2,058	12%
労働者	5,188	32,028	37,216	86%
その他	302	2,077	2,379	87%
合計	7,293	34,360	41,653	82%

注記：被災地外は、外地・海外を除く。

出典：表3と同じ。

表5 東日本／西日本別の朝鮮人帰還者数（1923年9月1日～12月31日）
(単位:人)

	東日本	西日本	全 体	西日本／全体
学 生	1,803	255	2,058	12%
労働者	9,424	27,792	37,216	75%
その他	523	1,856	2,379	78%
合計	11,750	29,903	41,653	72%

注記：東日本／西日本の境は中部地方とする。そのなかでも新潟、山梨、長野、静岡は東日本とし、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重は西日本とした。

出典：表3と同じ。

学生・労働者別に見てみると、帰還した朝鮮人のうち、学生の場合は圧倒的に東京からの帰還が多かった。それは当時、日本に留学した朝鮮人学生の約8割が東京だったためである⁶⁴⁾。労働者の場合は、山口、大阪、東京、福岡、兵庫の順で多かった。それらは当時朝鮮人労働者が多く居住していた場所であった。例えば兵庫の場合、1923年12月末の人口は9,364人居住していたとされているが⁶⁵⁾、そのうちの約3割を占める3,148人が帰還した。

このように帰還を希望する朝鮮人は、関釜連絡船の出発港である下関に全国各地から集まって来た。その時の様子を朝鮮で発行されていた代表的な朝鮮語新聞の一つである『東亜日報』が報じている。当時、下関では帰還する人々であふれており、関西地方より西からやって来た人が多かったという。主な理由としては、日本人の敵対感情がゆえに、日本での労働を諦めた場合が多かったためだと報じている⁶⁶⁾。それは関西のみならず、他の地域でも見られた。例えば、富山県中新川郡滑川町（現在の富山県滑川市）に露店を設け朝鮮飴を売って生業としていた朝鮮人の場合、流言蜚語のために飴の売れ行きが皆無となったので、その後帰還したという⁶⁷⁾。

震災前までの朝鮮人は、「海を越える生活圏」ともいるべき生活圏が形成されつゝあり、家族や故郷とつながりを保ちながら、日本と朝鮮とのあいだを往来していた。そのことは、表1における震災前における移動状況からも読み取ることができる。しかし、9月を境に渡日者が急減し、帰還者が急増したことは、「海を越える生活圏」が一時的に断たれたことを意味する。したがって、震災後の9月以降における朝鮮人の帰還は、2章で検討したように、朝鮮人虐殺事件の発生と流言蜚語の拡散、それに伴う多くの朝鮮人に対する迫害という関東大震災の影響を大きく受けざるを得なかったものであったといえるだろう。

「排外心のるつぼ」と化した日本各地では、朝鮮人にとっては「生活圏」が脅かさ

れ、危険な状況に置かれた。そして多くの朝鮮人は自らの生活を放棄しても、朝鮮へ「避難」せざるを得なかつたのである。

3.2 朝鮮総督府の対応・認識

このような状況に対して、朝鮮総督府はどのような対応をとったのだろうか。琴秉洞によれば、①虐殺関係の記事の流入を防ぐ、②帰還した朝鮮人を優遇する、③民族系新聞社に警官を常駐させて監視する、④虐殺関係の記事の差し押さえる、⑤虐殺事件の原因は「一部不逞鮮人」の暴行によるという内務省・警視庁の言明を終始流し続ける、⑥親日派の動員、⑦朝鮮人の発言を弾圧する、⑧在朝日本人の自警団の組織を防ぐことを、朝鮮総督府の対応の特徴として挙げている⁶⁹⁾。ここでは特に、②を中心に見ていくたい。

朝鮮における「治安」を担当していた朝鮮総督府警務局では、震災下における日本からの朝鮮人の帰還について「最モ考慮ヲ要スヘキモノ」と捉えていた。また、その帰還者数が増加傾向を見せていたことを「将来相当御考慮相煩度」として、同時期の帰還者の調査表を内部で極秘に作成し、各関係機関で共有していた⁷⁰⁾。

朝鮮では9月3日⁷¹⁾、内務省は9月6日以降、朝鮮人の日本渡航を制限し始めた⁷²⁾。この朝鮮人の渡日制限に対して、朝鮮の治安担当を担ってきた朝鮮総督府警務局長の丸山鶴吉は、渡航に対する経済的負担や、渡航後の様々な不自由さを事前に朝鮮側で回避しようという、あくまで朝鮮人「保護」のためであると強調していた⁷³⁾。内務省では、朝鮮人の日本渡航を朝鮮総督府と連携しながら厳しく制限する一方で、朝鮮人の朝鮮への帰還については、朝鮮人を「保護」しながらも、基本的には帰還をすることに制限は設けなかった。

これを受けて、朝鮮総督府政務総監の有吉忠一は「内務省からは不穏を慮って鮮人を〔朝鮮〕半島へ送りかへすと云つて来る。還へされては困る、かへしてくれるなど交渉した」が、「彼等の安全を保つには〔朝鮮〕半島へ還へす外方法が無い」ために、下関と釜山に職員を派遣した⁷⁴⁾。そして彼は「同胞相愛の誠を尽くせ」という通牒を出し⁷⁵⁾、帰還する朝鮮人を朝鮮に受け入れ、「保護」するための体制を整えようとした。その時の様子を有吉忠一は、当時東京に滞在していた朝鮮総督の斎藤実に対して「帰来鮮人ニハ可成厚遇を与えテ感情を融和せしめんと釜山ニ救護事務所を設置し」たところ、「一般ニ多大の好感」を得ていると、書簡を送っている⁷⁶⁾。朝鮮総督府の対応に対して感謝するような朝鮮人留学生の「美談」からもよく分かる⁷⁷⁾。

その釜山に派遣された朝鮮総督府の朝鮮人事務官洪承均^{ホンスンギュン}の報告によれば、帰還した朝鮮人は皆、収容されていた警察署、収容所、朝鮮総督府東京出張所、連絡船内において何度も「取調」と、「朝鮮に帰還後、朝鮮人殺害の事実を話せば、即座に朝鮮の警察に引っ張られるぞ」という「脅迫」を受けて、釜山に到着しているのだという。彼らはそこで「慰労」とともに、「口封じ」をされてから、ようやく故郷に帰ることができた⁷⁸⁾。治安当局は、帰還して来る朝鮮人の「口ヨリ鮮人ノ暴行、内地人トノ衝突虐殺等ノ説」が朝鮮に「事実トシテ傳ヘラレ」ることを非常に警戒していた。もしそうになれば、一部の朝鮮人の間に「民族的反感」を抱かせることとなり、今後帰還者が増加すれば、「一層深刻」になるという認識を持っていた⁷⁹⁾。口コミ等で震災に関する情報が拡散されていく「伝播」としての帰還を朝鮮総督府は恐れていたのではないだろうか。

日々増加する傾向にある朝鮮人の帰還に対して、朝鮮では、内務省と連携しながら、基本的には朝鮮総督府を中心に対策がとられた。日本における朝鮮人「保護」政策と同様に、釜山においても朝鮮人収容所を設置し、そこでも朝鮮人「保護」政策がおこなわれた。1章で述べた震災前における日朝間の朝鮮人取締体制が、震災下においても見られ、より強化されたのである⁸⁰⁾。

3.3 抵抗としての帰還

このような警戒体制の中、多くの朝鮮人が朝鮮に帰って来るが、その中でも、被災地で実際に被災しながら、かろうじて生き延びた李周盛（東洋大学留学生、元山出身）^{リジュソン}と韓昇寅（明治大学留学生、平南出身）^{ハングシンイン}の2人の留学生が朝鮮に帰って来た。彼らは、被災地東京を震災発生から数日を経て脱出した後、汽車で長野を経由して、名古屋から下関まで移動し、9月5日に釜山に到着した⁸¹⁾。

彼らは震災後、被災地から初めて朝鮮に戻って来た朝鮮人であるのみならず、朝鮮人虐殺の現場を直接見聞した目撃者であり、証言者の側面も有していた。帰還する道中の汽車や連絡船の中で朝鮮人刑事から今後の言動に注意するように「警告」を受けていたが、虐殺の事実を暴露するつもりで帰って来たのである⁸²⁾。

震災直後における朝鮮社会では、朝鮮人虐殺の情報は一般的に広まってはいなかったが、地震の被害の状況や日本内地で拡散されていた流言蜚語はこの時にはすでに伝わってきていた⁸³⁾。これらの情報を見聞した朝鮮人民衆は、日本に留学した子どもや出稼ぎに渡日した者の安否を心配したり、生還した同胞を出迎えるため一目見ようと、9月6

日、2人の留学生が到着した京城駅（現在のソウル駅）までやって来た。

京城駅に到着すると、多くの人々が歓迎してくれた……（中略）……群衆の中には「アイゴー、我が子ではないのかい」という失望の声が聞こえたり、ある人は自身の親戚の住所を言いながら、そこは安全なのかと尋ねてくる人もいた。ある老人は「どのようにしてこのように生きて帰って来たんだい」と握手を求める人もいた⁸⁴⁾。

どのような場所においても、治安当局の監視は継続して行われていた。2人の留学生は監視を気にしながらも、その後、朝鮮新聞社の案内により東亜日報や朝鮮日報を訪問し、東京での見聞を語った。彼らは包み隠さず、体験談を語った。しかし、どのような場所においても治安当局の監視は継続しておこなわれ、新聞社の取材にも朝鮮総督府警務局高等警察課の朝鮮人通訳官が同席し、彼らの発言を速記していたという⁸⁵⁾。その内容はすぐに記事化され、号外として発行しようとしたが、検閲を受けて発行できなかつた。翌日の1面記事にもその号外の内容を紹介しようとしたが、朝鮮人虐殺事件や流言蜚語に関する部分は掲載できなかつた⁸⁶⁾。それ以外の記事でも、それらの内容はすべて削除された⁸⁷⁾。そのため、「関東震災経験談」という講演会を開いて震災の実態を知らせようと、彼らは鍾路YMCA会館に向かおうとしたが、9月6日午後3時頃、西大門警察署高等係によって逮捕された⁸⁸⁾。いわゆる「口封じ」のための逮捕であった。

これを受けて、丸山鶴吉は各道知事宛に、「内地より帰来せる者の言動に特に注意し、之に関する演説会其他の集会の如きものは絶対に禁止する様、御取計を乞ふ」よう、厳重な警戒に当たるよう指示を出している⁸⁹⁾。

上記の朝鮮人留学生の帰還は、朝鮮社会に少なくとも影響を与え、9月10日頃には朝鮮人虐殺の情報が朝鮮人の間に広がっていたようである⁹⁰⁾。その事実を少しでも新聞等で公にすれば、その記事は朝鮮総督府の検閲を受け、該当部分を削除せざるを得なかつた。

このような状況下において、当時植民地朝鮮において代表的な朝鮮語新聞の一つである『朝鮮日報』では「どうして帰らないのか、同胞よ同胞よ、生きるのか死ぬのか？」と題して、社説で次のように呼び掛けていた。

（前略）……最近報ずるところによれば、東京からわが同胞1万5千人が習志野兵舎に収容されて、100人ごとに一個の警吏を配置して監視しているという。このよ

うな時期に保護を受けることができずに監視を受けているとは話にもならないことではあるが、監視を受ける彼らはむしろ生命が存在するだけに無上の幸いであることに疑いない。だが、監視を受けられない者たちのことを知ろうとする時、かの東海〔日本海〕の老龍に問う以外に方法がないのである。

同胞よ同胞よ、帰ってこい。同胞たちの田園が荒廃すること久しく、家屋が弊廢すること多年であるが、今時を失って直さなければ、再び播種することもできず入居することもできないのではないか……（中略）……現在監視されていない同胞は、もしも死んでいないならば、一刻も早く帰ってくることを望むのみである。悠久たる蒼天よ、これその極にあらざるか⁹¹⁾。（太字・下線は引用者。以下同様）

日本における朝鮮人「保護」政策を「監視」として認識していることから分かるように、虐殺・流言蜚語に関する部分をあえて掲載せずに、朝鮮総督府の検閲を意識しながらも抗議の意思を暗示しているように見える。しかしながら、まずは朝鮮人の安否が先決で、生きて帰って来ることが、荒れ果てた自らの「田園」を再度耕し、「播種」できる方法であるとして、日本にいる朝鮮人に対して、朝鮮への帰還を呼び掛けていた。

一方、「日本にいる朝鮮人の送還 緘口し得ない問題」と題して、日本政府を真正面から批判した社説を掲載しようとしたのが『東亜日報』である。東亜日報社は、震災後に日本に特派員を派遣することが許された唯一の組織・団体であり⁹²⁾、震災直後から関心が高かった。それは、2人の朝鮮人留学生の帰還に関する記事を1面に掲載したことにも表れている。以下、長い文章であるが、引用しておこう。

東京大震災時に朝鮮人問題に関する風説があつて以後、日本にいる朝鮮人労働者が毎日3、4百名ずつ朝鮮に帰って来る。その間に帰って来た朝鮮人労働者の数は、すでに4、5千名にも達している。ところで聞くところによれば、日本から帰って来る労働者は東京・横浜など今度の災変地方にいた者ではなく、災変とは何の関連もない大阪以西のいわゆる関西地方にいた者たちであるといふ。

なにゆえ、彼らは多年得ていた職業を捨てて、何もやる仕事がなく、考えれば、宿食するところもない朝鮮に蒼皇として帰ってくるのであろうか。彼らが帰ってくる仔細な理由に関してはまだ語る必要がないが、決して自分の意思で職業を捨てて帰って來るのではないことは誰も疑わないだろう。万一、すでに帰還した4、5千の朝鮮人が日本に留まることができずして、貴重に思っていた職業を捨てて帰還せ

ざるを得なかつたとすれば……（中略）……このことは看過することのできない重大事件というべきである。

……（中略）……しかるに今や、さながら大規模の送還に遭うのは、この自由と権利が蹂躪されていることを意味する。これは、決して在日朝鮮人のみの問題ではなく、実に全朝鮮人の緘口しえない問題である。朝鮮人をして、このように帰還せざるを得ないようにすることが、日本政府であれ人民であれ、それは何の差異もないことであるが、日本の官民中にこの不当な事件に対して何の措置もないのは当然非難されるべきである。

……（中略）……われわれは在日同胞の帰還という、はなはだ異様な事件に対して、一面、すでに帰還した数千の同胞と、日夜不安の中にあってまったく去就の方向を知らない十数万の同胞のために、熱い同情を表すると同時に、彼らをしてこのような境遇に至らしめた日本政府の偏狭な不公平な心事を非難せざるを得ないのである。

（一文削除）⁹³⁾

このように、朝鮮人の帰還を「決して自分の意思で職業を捨てて帰って來るのではない」く、「緘口しえない問題」として捉え、そのような状況を作り出した日本政府を非難している。また、日本にいる朝鮮人が朝鮮へ「帰ってくる仔細な理由に関してはまだ語る必要がない」としながらも、「東京大震災時に朝鮮人問題に関する風説」、つまり朝鮮人虐殺事件や流言蜚語といった出来事を東亜日報はすでに認識しており、そのことを暗に示唆し抗議しているのではないかと考えられる。

この社説の最後の部分には、当初検閲を受けたかのような掲載をしていた。当時検閲した記事が収録されている朝鮮総督府警務局の内部資料には、「以下数行自ら削る」と記載されている⁹⁴⁾。おそらく東亜日報側が「虐殺」をほのめかすような掲載の仕方を探ったのではないかと考えられる。結局、この社説は全文削除の検閲を受けることになったのである。

2人の朝鮮人留学生の帰還を契機に、彼らをはじめとした多くの朝鮮人の帰還を通して、朝鮮社会では「避難」という側面のみならず、震災下で起きた日本の「偏狭な不公平な心事」を語ろうとする。朝鮮人の帰還を通して、一種の「抵抗」の姿を示し、その「抵抗」の主体を形成しようとしたのが朝鮮語新聞だったのではないかと考える。

このような「抵抗」としての帰還は、朝鮮総督府の警戒体制によって厳しい取締を受

けることになった。それほどまでに治安当局は、彼らがもたらす「不穏」な情報に神経を尖らしていた。朝鮮総督府の官僚にとって、関東大震災における朝鮮人虐殺は3.1独立運動に匹敵する、朝鮮植民地支配に対する大きな危機であったのである⁹⁵⁾。

おわりに

本稿では、1923年9月1日に発生した関東大震災を経験した朝鮮人にとって、朝鮮への帰還がどのような意味を持ったのかについて検討した。

関東大震災下における朝鮮人の帰還は、震災発生直後から「排外心のるつぼ」と化した日本から逃れるための、いわば「避難」としての帰還にとどまらなかった。「避難」は文字通りの「災難を避けて、安全な場所へ立ち退くこと」だけでなく、生き延びようとする「避難」、死ぬことに抗いながら生きる権利としての「抵抗」、そして真相を明らかにするための「抵抗」の表れではなかったかと考える。

関東大震災という自然災害のみならず、国家による圧倒的な暴力に対する「抵抗」の主体としての朝鮮人が、震災下における朝鮮への帰還によってはじめて認識し／されたのではないだろうか。「抵抗」の主体の誕生は、統治する側にとってつねに危機であり続けたのである。

また本稿は、朝鮮人にとって関東大震災とはどのような経験だったのかと問うことによって、被災地外の地域まで空間的な視野を広げ、関東大震災という出来事を共時的かつ通時的に把握しようという試みでもあった。かろうじて生き延びた朝鮮人が、震災後どのように反応し行動したのかを明らかにすることによって、彼らにとっての朝鮮人虐殺の歴史的意味についてあらためて問い合わせができるだろう。

しかしながら、本稿で言及した朝鮮人の「声」は、当時生き延びた朝鮮人のほんの一部にしかすぎない。さまざまな史料から多くの朝鮮人の主体的な営みを見出す必要がある。今後の課題としたい。

【謝辞】資料の閲覧・収集にあたっては、水野直樹氏に便宜を図っていただいた。紙面を借りて謝意を申し上げたい。

- * 史料の引用に際しては、漢字は原則として新字体に改め、異字体等は通行の字体に改めた。必要に応じて、句読点を付し、助詞や送り仮名を適宜補った。また朝鮮語史料・文献の引用に関しては、筆者が適宜日本語に訳した。

注

- 1) 「鮮人」「不逞鮮人」は明らかな差別語であるが、当時の日本人の朝鮮人認識を問題にするという意味で「」を付けて使用する。また当時の史料を引用する場合は、歴史的な用語としてそのまま引用する。
- 2) 「帰還」という用語は本来、戦地や危険な場所などから任務を果たして基地や故郷に帰ることを意味する。本稿では、朝鮮人が当時朝鮮へ帰らざるを得なかつたこと、その中でも帰ることに何らかの意味を見出すこと、当時朝鮮語新聞でもよく用いられたことも鑑みて、「帰還」という用語を使用する。
- 3) これまでの先行研究・論点は、ノ・ジュウン「関東大震災朝鮮人虐殺研究の二つの流れについて—アカデミックなアプローチと運動的アプローチ」(田中正敬・専修大学関東大震災史研究会編『地域に学ぶ関東大震災—千葉県における朝鮮人虐殺その解明・追悼はいかになされたか』日本経済評論社, 2012年), ノ・ジュウン(ノ・ジュウン)「동아시아 근대사의 ‘공백’—관동대지진 시기 조선인 학살 연구」(『역사비평』 104집, 2013년 7월),拙稿「近年における関東大震災時朝鮮人虐殺研究の動向と課題」(『朝鮮史研究会会報』202号, 2016年3月)を参照されたい。
- 4) 山田昭次『関東大震災時の朝鮮人虐殺—その国家責任と民衆責任』創史社, 2003年。山田昭次『関東大震災時の朝鮮人虐殺とその後—虐殺の国家責任と民衆責任』創史社, 2011年。田中正敬「関東大震災時の朝鮮人虐殺とその犠牲者をめぐって」専修大学人文科学研究所編『移動と定住の文化誌—人はなぜ移動するのか』彩流社, 2011年。鄭栄桓「解放直後の在日朝鮮人運動と「関東大虐殺」問題—震災追悼行事の検討を中心に」関東大震災九〇周年記念行事実行委員会編『関東大震災 記憶の継承—歴史・地域・運動から現在を問う』日本経済評論社, 2014年。鄭永寿「関東大震災時の虐殺事件によるトラウマ的体験とそのゆくえ—在日朝鮮人の口述資料を中心に—」『Quadrante』17号, 2015年3月。鄭永寿「敗戦／解放前後における日本人の「疑心暗鬼」と朝鮮人の恐怖—関東大震災との関連を中心に—」『コリア研究』7号, 2016年3月。襄姫美「関東大震災時の朝鮮人留学生の動向」関東大震災九〇周年記念行事実行委員会, 前掲書。
- 5) 鄭永寿によれば、「朝鮮語の避身という言葉を用いるのは、それが単に難を逃れるだけではなく、急な事態や追手から逃げたり、騒ぎが収まるまで身を潜める」という意味をもつからであるという(鄭永寿, 前掲論文, 2016年, 83頁)。
- 6) 「修好条規附録並貿易章程布告ノ件」『日鮮修好条規関係一件』第1巻, 2-1-1-0-47_001(外務省外交史料館)(JACAR(アジア歴史資料センター), Ref.B06150027600)。
- 7) 東定宣昌「明治期、日本における最初の朝鮮人労働者—佐賀県長者炭坑の炭坑夫」小松裕・金英達・山脇啓造編『「韓国併合」前の在日朝鮮人』明石書店, 1994年。

- 8) 詳細は、小松裕「肥薩線工事と中国人・朝鮮人労働者」、川瀬俊治「「韓国併合」前後の土木工事と朝鮮人労働者——宇治川電気工事と生駒トンネル工事」(小松裕・金英達・山脇啓造、前掲書)等を参照。
- 9) 朴己煥「旧韓末と併合初期における韓国人の日本留学」『近代日本研究』14卷、1997年3月。
- 10) 水野直樹「朝鮮総督府の「内地」渡航管理政策——1910年代の労働者募集取締——」『在日朝鮮人史研究』22号、1992年9月。福井譲「「内地」渡航管理政策について——1913~1917年を中心——』『在日朝鮮人史研究』29号、1999年10月。
- 11) 知事内訓第71号「朝鮮人名簿調製ノ件」(1911年8月18日付) 朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成』第1卷、三一書房、1975年、27頁。
- 12) 警保局長→府県長官、内務省秘第1,542号「朝鮮人識別資料ニ関スル件」(1913年10月28日付) 朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成』第1卷、三一書房、1975年、27~29頁。
- 13) 鄭栄桓「在日朝鮮人の形成と「関東大虐殺」」趙景達編『植民地朝鮮——その現実と解放への道——』東京堂出版、2011年。
- 14) 本稿では、1945年以前の植民地期に朝鮮半島から日本に渡航し、ある一定程度居住した朝鮮人を、在日朝鮮人と呼称することにする。
- 15) 関東大震災時に虐殺された朝鮮人の遺骨を発掘し追悼する会編『風よ鳳仙花の歌をはこべ』教育史料出版会、1992年、71~74頁。
- 16) 田村紀之「在日朝鮮人人口の推計：1910~1945」『国民経済』138号、1977年11月、27,30頁。森田芳夫『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』明石書店、1996年、71頁。外村大『在日朝鮮人社会の歴史学的研究——形成・構造・変容——』緑蔭書房、2004年、41~72頁。
- 17) 1920年10月当時の国勢調査における在日朝鮮人の性別を見てみると、男性36,026人、女性4,712人と男性が圧倒的に多かった。その男性の年齢は、①20代前半11,543人、②20代後半8,354人、③10代後半5,308人、④30代前半4,995人の順で、ほぼ青年層で構成されていた(森田芳夫、前掲書、41頁)。
- 18) 赤池濃「大震災当時に於ける所感」『自警』51号、1923年11月。
- 19) この点、外村大が新聞記事データベース(『朝日新聞』)を用いて、試論的な分析を行っている(外村大「日本における朝鮮人危険視の歴史的背景——関東大震災時の朝鮮人虐殺の前提とその後——」『일본학』32집、2011년 6월)。
- 20) 外村大、前掲論文、110~111頁。
- 21) 外村大、前掲論文、113~114頁。
- 22) 金正柱「解説」『朝鮮統治史料』第8巻(不逞鮮人)、韓国史料研究所、1971年、1頁。
- 23) 「鮮人」という表現については、内海愛子「『鮮人』ということば」内海愛子・梶村秀樹・鈴木啓介編『朝鮮人差別とことば』(明石書店、1986年)、池内敏「『鮮人』考」(『大君外交と「武威」——近世日本の国際秩序と朝鮮観』名古屋大学出版会、2006年)を参照。
- 24) 今村鞆『歴史民俗朝鮮漫談』南山吟社、1930年、389~390頁。

- 25) 『不逞事件ニ依ツテ觀タル朝鮮人』(『百五人事件資料集』第2巻) 不二出版, 1986年。
- 26) 『만주지역 本邦人在留禁止関係雑件』(『海外의 韓国独立運動史料』 제 34 권) 国家報勲處, 2009년。
- 27) アンドレ・ハイグ「中西伊之助と大正期日本の「不逞鮮人」へのまなざし」『立命館言語文化研究』22巻3号, 2011年1月, 86頁。
- 28) 日本および朝鮮で発行・配付された朝鮮人関係記事データベース「戦前日本在住朝鮮人関係新聞記事検索 1868-1945」(<http://www.zinbun.kyoto-u.ac.jp/~mizna/shinbun/shinbun.html>) (最終アクセス日: 2016年12月1日) による。しかしこのデータベースには、『読売新聞』『東京日日新聞』(『毎日新聞』の前身) 等が収録されていないため、すべての新聞を網羅していない点について留意が必要である。
- 29) 日本における3.1独立運動に関する報道については、朴慶植『朝鮮3.1独立運動』(平凡社, 1974年) や姜東鎮『日本言論界と朝鮮—1910-1945年』(法政大学出版局, 1984年), 山田昭次「朝鮮人暴動流言を容易に信じた日本人民衆の意識に潜む朝鮮人暴徒観」(『関東大震災時の朝鮮人迫害—全国各地の流言と朝鮮人虐待』創史社, 2014年) を参照。
- 30) 金富子「関東大震災時の『レイピスト神話』と朝鮮人虐殺」『大原社会問題研究所雑誌』669号, 2014年7月, 4頁。
- 31) 1910年5月、日本各地で多数の社会主义者、無政府主義者が明治天皇暗殺を計画したとの理由で検挙され、翌年1月に幸徳秋水ら26名が死刑その他の刑に処せられた事件。幸徳事件ともいう。
- 32) アンドレ・ハイグ, 前掲論文, 81頁。
- 33) 『東京朝日新聞』1920年9月12日付。
- 34) 太田修『朝鮮近現代史を歩く—京都からソウルへ—』思文閣出版, 2009年, 57~58頁。当時の日本社会における朝鮮人イメージについては、京都のみならず、ほかの地域との比較も必要ではあるが、この点は今後の課題としたい。
- 35) 山田昭次, 前掲書, 13頁。
- 36) 例えば、官憲内発説(姜徳相)と民間発生説(松尾尊発)を挙げることができるが、流言蜚語が急速に拡散したのは、官憲にその責任があるという点は両者ともに一致した見解である(松尾尊発「(現代史資料6)『関東大震災と朝鮮人』」「みすず」57号, 1964年2月。姜徳相・琴秉洞「松尾尊発氏『関東大震災と朝鮮人』書評についての若干の感想」「みすず」59号, 1964年4月。松尾尊発「関東大震災下の朝鮮人暴動流言に関する二、三の問題」『朝鮮研究』33号, 1964年10月)。
- 37) 山崎今朝弥『地震・憲兵・火事・巡查』岩波文庫, 1982年, 225頁。
- 38) 内務省警保局長→各地方長官「吳鎮副官宛打電 9月3日午前8時15分了解」琴秉洞編・解説『朝鮮人虐殺関連官庁史料』緑蔭書房, 1991年, 158頁。
- 39) 同上の電文の枠外に書かれた、後藤文夫が当時書き残したと思われるメモ。
- 40) 戒厳令とは、非常時に際して通常の行政権、司法権の停止と軍による一国の全部または一

部の支配の実現を意味する非常法をいい、日本では、軍人勅諭の制定と同じ年である1882年8月5日に、太政官布告第36号として制定された。その第1条は「戒厳令ハ戦時若クハ事変ニ際シ兵備ヲ以テ全国若クハ一地方ヲ警戒スルノ法トス」と規定している。大日本帝国憲法下の「軍事戒厳」は日清戦争1件、日露戦争6件が宣告されたのみで、日露戦争後は軍事戒厳が宣告された例はなく、帝国憲法8条の緊急勅令制定権を利用した、もっぱら国内「治安」のための、いわゆる「行政戒厳」が行われた。行政戒厳は、1905年日比谷焼打事件に際して東京市および周辺に、1923年関東大震災に際して東京府・神奈川県・埼玉県・千葉県に、1936年2・26事件に際して東京市に、計3回施行された（大江志乃夫『戒厳令』（岩波新書、1978年）や松尾章一『関東大震災と戒厳令』（吉川弘文館、2003年）等を参照）。

- 41) 東京市政調査会編『帝都復興秘録』寶文館、1930年、232～233頁。
- 42) 山崎今朝弥、前掲書、223頁。
- 43) 『大阪朝日新聞』1923年9月4日付（山田昭次編『朝鮮人虐殺関連新聞報道史料4』（以下、『新聞史料4』））緑蔭書房、2004年、59頁）。
- 44) 『弘前新聞』1923年9月6日付（山田昭次編『朝鮮人虐殺関連新聞報道史料3』（以下、『新聞史料3』））緑蔭書房、2004年、105頁）。『弘前新聞』1923年9月7日付（『新聞史料3』、109頁）。
- 45) 日本人避難民の動向については、北原糸子『関東大震災の社会史』（朝日新聞出版、2011年）を参照。
- 46) 『岩手日報』1923年9月7日付（山田昭次、前掲書、2014年、45頁より再引用）。
- 47) 太田政之助『ペン画集 避難から歸還迄』天橋書房仮営業所、1923年、52頁。
- 48) 山田昭次、前掲書、2014年、16頁。
- 49) 姜徳相『新版 関東大震災・虐殺の記憶』青丘文化社、2003年、98頁。
- 50) 戦前に渡日していた朝鮮人の中には「飴売り」を商売としていた人もいた。朝鮮の家庭では、キビや麦芽などを原料に飴が作られていたが、日本でもこれを作り売り歩いていた行商は、甘いものが不足していた戦前日本の農村などで歓迎されていた。詳細については、堀内稔「在日・朝鮮飴売り考」（河合和男・飛田雄一・水野直樹・宮嶋博史編『論集 朝鮮近現代史：姜在彦先生古稀記念論文集』明石書店、1996年）、牛嶋英俊『飴と飴売りの文化史』（弦書房、2009年）を参照。
- 51) 『福島民友新聞』1923年9月5日付（『新聞史料3』、262頁）。
- 52) 『福島民友新聞』1923年9月5日付（『新聞史料3』、260～261頁）。
- 53) 『福島民友新聞』1923年9月8日付（『新聞史料3』、267～268頁）。『福島民友新聞』1923年9月17日付（『新聞史料3』、270頁）。
- 54) 『米沢新聞』1923年9月9日付（山田昭次、前掲書、2014年、69～70頁より再引用）。
- 55) 『愛媛新報』1923年9月7日付（『新聞史料4』、229頁）。
- 56) 『秋田魁新報』1923年9月7日付（山田昭次、前掲書、2014年、53～54頁より再引用）。
- 57) 『山梨日日新聞』1923年9月4日付（山田昭次、前掲書、2014年、97頁より再引用）。

- 58) 『山梨日日新聞』1923年9月6日付（山田昭次、前掲書、2014年、97~98頁より再引用）。
- 59) 関東大震災における朝鮮人虐殺に関する証言・体験談を収集・記録したものとして、金秉稷編著『関東震災白色テロルの真相』（朝鮮民主文化団体総連盟、1947年）、朝鮮大学校編『関東大震災における朝鮮人虐殺の真相と実態』（朝鮮大学校、1963年）、西崎雅夫『関東大震災朝鮮人虐殺の記録——東京地区別1100の証言』（現代書館、2016年）等が挙げられる。
- 60) 朝鮮総督府警務局編『朝鮮の治安状況 大正13年12月』不二出版、2006年、201頁。
- 61) 『震災事務報告』1923年10月（韓国・国立中央図書館所蔵）、27~30頁。朝鮮総督府による朝鮮人収容所政策については、ノ・ジュウン、村上尚子訳「関東大震災朝鮮人虐殺と日本の在日朝鮮人政策——日本政府と朝鮮総督府の「震災処理」過程を中心に」（『在日朝鮮人史研究』37号、2007年10月）を参照。
- 62) 『震災事務報告』、72~74頁。
- 63) 例えば、高警第3,411号（1923年10月12日付）（『変災及救済関係雑件（別冊）関東地方震災ノ件 朝鮮人問題及其反響 第二』外務省外交史料館、6-3-1-8-17-15）、高警第3500号（1923年10月18日付）、高警第63号（1924年1月12日付）（以上、『変災及救済関係雑件（別冊）関東地方震災ノ件 朝鮮人問題及其反響 第四』外務省外交史料館、6-3-1-8-17-15）、高警第1204号（1924年4月11日付）（『朝鮮人ニ對スル施政関係雑件 一般ノ部 第二卷』外務省外交史料館、1-5-3-15_1）等に所収されている。
- 64) 水野直樹『朝鮮人留学生たちの京都』同志社大学人文科学研究所、2003年、10~12頁。水野直樹によれば、残りの朝鮮人学生の1割程度は京都に留学していたという。
- 65) 田村紀之「植民地期「内地」在住朝鮮人人口」『経済と経済学』52号、1983年2月、34頁。
- 66) 『東亜日報』1923年9月14日付。『東亜日報』1923年9月18日付。
- 67) 『富山新報』1923年9月10日付（山田昭次、前掲書、2014年、113頁より再引用）。
- 68) 水野直樹・文京洙『在日朝鮮人——歴史と現在』岩波新書、2015年、36~37頁。「海を越える生活圏」の概念のもとになったのは、梶村秀樹が提唱した「国境をまたぐ生活圏」（梶村秀樹「定住外国人としての在日朝鮮人」『思想』734号、1985年8月）である。梶村秀樹は、戦前から形成され戦後にも継続することになった、日本と朝鮮とのあいだにまたがる朝鮮人の生活や意識のあり方を「国境をまたぐ生活圏」と呼んだ。
- 69) 琴秉洞「解説」『朝鮮人虐殺に関する植民地朝鮮の反応』緑蔭書房、1996年。
- 70) 高警第3, 411号「震災後ニ於ケル朝鮮人帰還及渡航状ニ關スル件」1923年10月12日付（『変災及救済関係雑件（別冊）関東地方震災ノ件 朝鮮人問題及其反響 第二』外務省外交史料館、6-3-1-8-17-15）。
- 71) 『京城日報』1923年9月6日付。
- 72) 1920年代の朝鮮人渡航管理政策については、山脇啓造『近代日本と外国人労働者——1890年代後半と1920年代前半における中国人・朝鮮人労働者問題——』（明石書店、1994年）、福井譲「渡航阻止制度の登場と1920年代の渡航管理政策」『日本の植民地支配

- (1910~45年)と朝鮮人渡航管理政策の変容に関する研究』(広島大学大学院国際協力研究科博士論文, 2007年9月), 김광열(金廣烈)「1920~30년대 일본의 한인 도일에 대한 정책」『한인의 일본이주사 연구: 1910-1940년대』(논형, 2010년)等を参照。
- 73) 『京城日報』1923年9月9日付。
 - 74) 「有吉忠一経歴抄」『有吉忠一関係文書』(横浜開港資料館所蔵)
 - 75) 『毎日申報』1923年9月7日付。
 - 76) 斎藤実宛有吉忠一書簡(1923年9月14日付)『斎藤実関係文書 書翰の部1』307-18(国会図書館憲政資料室所蔵)。
 - 77) 高警第3139号「震災地帰来留学生ノ談」1923年9月17日付。高警第3142号「震災地帰來留学生ノ談」1923年9月18日付。高警第3143号「震災地横浜ヨリ帰来セル鮮人ノ談」1923年9月18日付。いずれも、姜徳相・琴秉洞編『現代史資料(6)関東大震災と朝鮮人』(みすず書房, 1963年)に所収されている。
 - 78) 在釜山事務官洪承均「避難民及地方民ノ感想ニ關スル報告」1923年10月30日付(『公文雜纂』第12巻(国立公文書館), JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A04018235400)。
 - 79) 朝憲警秘第592号「震災事変ト鮮内一般ノ状況(第二報)」1923年9月10日付(「関東震災ニ對スル情報」『京城地方法院検事局編綴文書』(韓国・国史編纂委員会所蔵))。
 - 80) 植民地朝鮮における反応・対応については、高峻石「関東大震災時の朝鮮国内世論」(『アジアの胎動』3巻1号, 1979年2月), 高崎宗司「関東大震災・朝鮮での反響」(『季刊三千里』36号, 1983年8月), 田中正敬「関東大震災と朝鮮人の反応——その意識を考察する手がかりとして」(『人文科学年報』35号, 2005年3月), 丸本健次「関東大震災に対する植民地朝鮮での反応」(『アジア民衆史研究』10集, 2008年6月), 이형식(李炯植)「중간내각 시대 (1922.6-1924.7) 의 조선총독부」(『東洋史学研究』113호, 2010년12월), 李明花「関東大震災と韓国独立運動」(『コリア研究』5号, 2014年3月), 성주현(成周鉉)「1923년 관동대지진과 국내의 구제활동」(『한국민족운동사연구』81집, 2014년12월), 성주현(成周鉉)「식민지 조선에서 관동대지진의 기억과 전승」(『東北亞歷史論叢』48호, 2015년6월)を参照。なお、この点における具体的な検討については、別稿にて改めて論じたい。
 - 81) その時の様子は『東亜日報』(1923年9月7日付)に一部掲載され、韓昇寅の回顧録にも記録が残されている(韓昇寅『東京이 불탈때 — 関東大震災遭難記 —』大成文化社, 1973年)。
 - 82) 한승인(韓昇寅)『東京 震災 韓人 大 학살 탈출기』New York: 갈릴리 문고, 1983년, 90~91쪽。
 - 83) 流言蜚語が朝鮮に伝わってくるのが9月5日前後とみられる(朝憲警秘第613号「震災ニ伴フ感想ト流言ニ關スル件」1923年9月11日付。仁高秘第2925号「震災地ヨリ帰来鮮人ニ關スル件」1923年9月14日付。いずれも「関東震災ニ對スル情報」『京城地方法院検事局編綴文書』に収録されている)。

- 84) 韓昇寅, 前掲書, 1973 年, 70 璋。
- 85) 韓昇寅, 前掲書, 1973 年, 70~74 璋。
- 86) 『東亜日報』1923 年 9 月 7 日付。
- 87) 例えば, 「日本各地に○○○○」『東亜日報』1923 年 9 月 4 日付, 号外 (朝鮮総督府警務局図書課編『諺文新聞差押記事輯録 (東亜日報)』朝鮮総督府警務局, 1932 年, 109 頁) 等に見られるように, 治安当局の検閲を受けている。
- 88) 한승인 (韓昇寅), 1983 年, 前掲書, 95 璋。『京城日報』1923 年 9 月 7 日付。
- 89) 朝鮮総督府警務局編「震災関係警戒取締ニ関スル重要通牒」「斎藤実関係文書 書類の部 1』115-11 (国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- 90) 朝鮮総督府警務局編「関東地方震災ノ朝鮮ニ及ホシタル状況」「斎藤実関係文書 書類の部 1』115-16 (国会図書館憲政資料室所蔵)。
- 91) 『朝鮮日報』1923 年 9 月 10 日付。
- 92) 震災後に朝鮮各地で組織された団体は, 日本に現地調査・派遣することをほとんど許可されなかった (開城警察署長→京城地方法院検事正, 開高秘第 4157 号「東京地方震災ニ關スル件 第二報 罹災留学生ノ救済策」1923 年 9 月 7 日付「関東震災ニ對スル情報」『京城地方法院検事局編綴文書』; 『東亜日報』1923 年 9 月 12 日付)。
- 93) 『東亜日報』1923 年 9 月 21 日付。「네이버 뉴스 라이브러리」や「東亜日報 DB」では全文削除されているものが掲載されている。一方, 国史編纂委員会が運営している「한국사 데이터베이스」や, 『東亜日報縮刷版』では最後の部分のみ削除されている。当時, 検閲した記事を収録した資料では, 「한국사 데이터베이스」と同じ記事を日本語に翻訳している。おそらく, 朝鮮総督府が検閲する前の記事であると考えられる。引用文は, 「한국사 데이터베이스」の記事をもとに日本語訳をおこなった。
- 94) 朝鮮総督府警務局図書課, 前掲書 (東亜日報), 114~116 頁。
- 95) 李炯植『朝鮮総督府官僚の統治構想』吉川弘文館, 2013 年, 147~150 頁。이형식 (李炯植), 前掲論文, 2010 年, 293~297 璋。

